

平成26年(く)第24号 即時抗告申立事件  
申立人 守 大 助

2017年4月21日

## 補充意見書

仙台高等裁判所 第1刑事部 御 中

申立人弁護士 阿 部 泰 雄

同 佐 藤 正 明

同 小 関 眞

同 花 島 伸 行

同 野 呂 圭

同 堀 井 実千生

外

### 1 はじめに

本補充意見書は、前回2017年3月23日付け補充意見書に引き続いて新たな観点により、さらに簡潔に、確定判決の事件性認定の論理の破綻を示すものである。

そして、原決定のように、確定審における「ベクロニウム」含有の有無の論議から離れ「その分解物ないしその可能性」に軸足を移して、事件性の認定を維持しようとする論議が本件では許されないことを指摘する。

本件の発端となった小6女児のケースを引いて説明する。

### 2 確定判決の事件性認定の論理とその破綻

前回補充意見書で用いたいわゆる三段論法、さらに、標品、分解物、質量分析という用語すら使用せずに、核心を示すこととする。

- ① 確定判決は土橋鑑定が直接的に事件性を証明しているとする。
- ② 土橋鑑定は小6女児の血液の中に筋弛緩剤ベクロニウム（商品名 マスキュラックス）の存在を証明したとする。
- ③ 証明したとする根拠は、土橋鑑定の分析（測定）により血液から信号X（m/z 258）が検出（観察）されたからだとする。  
このことは、土橋鑑定では、信号Xこそベクロニウムを他の化合物から識別してそれと特定する特異的性質、固有の性質と断定されていることになる。
- ④ ところが、再審の新証拠志田保夫実験鑑定は、ベクロニウムの分析（測定）により信号Y（m/z 279）こそがベクロニウムに特異的性質、固有の性質を示すことを実証する一方、信号Xはベクロニウムの特異的性質ではないことを明らかにした。
- ⑤ 世界中どこの研究室でもベクロニウムに特異的な性質として信号Yが観察されている。ベクロニウムの分析で信号Xを観察したとする研究者は一人もいない。つまり、ベクロニウムに特異的な性質を信号Xとしている土橋鑑定を支持する研究者は一人もいない。
- ⑥ 土橋鑑定はベクロニウムを証明したとは言えなくなったのであるから、土橋鑑定に全面的に依拠して事件性を認定した確定判決は、土橋鑑定とともに破綻している。
- ⑦ よって北陵クリニック事件の再審開始はもはや避けられない。

本件の核心は「ベクロニウムを検出したとするなら557を見せなさい」という元東京薬科大学教授志田氏の言葉に尽きている。

### 3 「分解物乃至その可能性」による確定判決の維持は許されない

本件の鑑定嘱託事項は「血液中のベクロニウムの含有の有無」であるところ、嘱託事項の記載だけではベクロニウムの分解物が除外されるか否かについては、必ずしも明確ではなかったかもしれない。

しかし、土橋は、ベクロニウムそのものの含有を証明したので、その分解物については不要であるから分析（測定）していないと明

言した（確定第1審第24回公判証人尋問調書9頁など）。

これに対して、確定1審判決は、鑑定の目的は「ベクロニウムの含有の有無」であるから分解物を分析（測定）しない土橋鑑定には合理性があると断言した（確定第1審判決書70頁）。

確定2審判決は、土橋鑑定が証明しているのは紛れもなく、また疑いの余地なくベクロニウムそのものであるとし、控訴を棄却している。

確定3審では、検察官が答弁書で「土橋が証明したのは加水分解物ではありえない、ベクロニウムそのものである」と主張した上で、上告が棄却された。

以上、確定審の審理経過と確定判決の内容自体から明らかなように、確定審ではベクロニウムの存否についてのみ論議され、その分解物の論議はむしろ積極的に排除され、確定判決における事件性認定はまさに「ベクロニウムそのものの存在」にのみ依拠して成り立っているのである。

よって、確定判決の当否が審理の対象である再審請求審においては、「ベクロニウムが存在する」とした確定判決の認定が正しいかどうかだけが審理対象となるのであり、この場で分解物について論議することは、再審の法理や再審請求審の構造に反することになり、許されないのである。

なお、念のために付言しておくが、仮りに再審開始後の再審公判において分解物の論議が許されるとしても（これにも疑義がないわけでもないが）、すでに鑑定資料が全量消費されていること、血液などの鑑定資料の中身を調べたことがわかるスキャン（走査）実験データが一切ないことから、果たして土橋が何を分析（測定）したというのか不明なのであるから、分解物の論議自体が成立する見込みがない、このことを予め指摘しておくこととする。

以上